

史料紹介 信州戸隠神社宝光社玉泉院文書

熊澤美弓

長野県戸隠山にある戸隠神社は、古くからの山岳信仰があり、『梁塵秘抄』にも収録されるほどであった。奥社・中社・宝光社にわかれ、それぞれに宿坊が存在している。

本稿で紹介する玉泉院は、そのうちの宝光社に属する宿坊である。この玉泉院は、もともとは玉藏坊といい、上杉謙信の怒りにふれたため永禄二年（一五五九）に一山をあげて小川郷筏ヶ峰に避難し、文禄三年（一五九四）還住した際にも名前が見える¹。この玉藏坊が、元禄十二年（一六九九）四月、一山衆徒の坊号を院号に改めた時に玉泉院となり、現在までその名が続いている。

玉泉院文書は、現在、同じく宝光社宿坊であった宮本旅館に保管されている。宮本旅館の当主である宮本氏の前身は遍照院であるが、玉泉院の建物に居住している。これは、後述の資料にもあるように、その院が無住になってしまった時などは他の院が兼任したりして相続したり、院自体が宝光社の持ち物という考え方なので、院同士でも入れ替えがあったことによる。戸隠三院における江戸時代の大きな事件として、安永九年（一七八〇）三月に「雪舟一件」がある。これは、宝光院の衆徒が中院内を薪をのせた雪舟を引いて通ったのを中院の衆徒が差し止めたことから端を発した事件だ

が、このことが中院と宝光院の対立に発展した。勸修院がそれに対して出した裁決を不服とした宝光院衆徒が退院し東叡山や寺社奉行に訴え出るところまでになっている。結果、宝光院衆徒については追放とされ、空坊となったところに無住であったため、中院の坊が兼任して空坊を復興することとなった。このように、無住となった坊を他の坊が兼任するなどして住居が入れ替わることは実際に行われていたことであり、遍照院が玉泉院のあった地に居住していることに何らの不思議もない。

この玉泉院文書には、明和二年（一七六五）から明治二十四年（一八九一）の期間の文書群が収められている。その中には、前述の通り、無住のため他の院に玉泉院を相続するように進達した文書や、令旨などが含まれている。先行研究として、『戸隠』や『長野県史』の関係で調査が行われているが、今回紹介する玉泉院文書についてはまだ未調査であり、近世の僧綱や、戸隠山の実態を明らかにすることができる貴重な史料の一つである。

以下に、史料を提示しながら紹介をしたい。複数同様の史料があるものについては年代の早いものから取り上げた。紙面の都合上、一部便宜的に四段組に組み替えた史料がある。また、史料番号については便宜的に年代順に並べ替えたものである。史料については、主要なものを提示し、その全体は付表の通りである。提示した史料については、番号を備考欄に挙げた。

【表 玉泉院文書一覧】

番号	史料名	年号	西暦	差出人	受取人	備考
1	僧綱許状（部分）	明和二年 十月六日	一七六五	従儀師幸秀 大威儀師證珉		
2	玉泉院相続につき達	安永十年 辛丑二月 廿五日	一七八一	別当法印大僧都普達		提示史料①

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
延曆寺僧綱許状	延曆寺僧綱許状	延曆寺僧綱許状	玉泉院相統につき達	延曆寺僧綱許状	三緒五條袈裟之事	僧綱許状	延曆寺僧綱許状	延曆寺僧綱許状	延曆寺僧綱許状	延曆寺僧綱許状
三文政八年三月	二文政八年二月	正文政八年正月	己文政四年年正月	日 文政元年十月十五日	日 寛政四年十月十一日	十月七日	十月六日	十月朔	日 寛政四年九月廿三日	日 寛政四年九月十九日
一八二五	一八二五	一八二五	一八二一	一八一八	一七九二	一七九二	一七九二	一七九二	一七九二	一七九二
執行探題正観院前大僧正慈映	執行探題正観院前大僧正慈映	執行探題正観院前大僧正慈映	別当法印大僧都堯瓊	正観院執行探題前大僧正豪観	法印(花押有り)	従儀師慶浚 大威儀師最珉	山門西塔執行探題正観院前大僧正法印堯端	山門西塔執行探題正観院前大僧正法印堯端	山門西塔執行探題正観院前大僧正法印堯端	山門西塔執行探題正観院前大僧正法印堯端
恵純	恵純	恵純	玉泉院看坊本行房恵浄	恵雲	恵達	恵達	恵達	恵達	恵達	恵達
			包紙「玉泉院」表書		提示史料④	提示史料③				提示史料②

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
延曆寺僧綱許狀	僧綱許狀	大供法華會所	延曆寺僧綱許狀	三緒五條袈裟之事	延曆寺僧綱許狀	瑜祇秘密印信	三部灌頂印信	比叡山延曆寺三部灌頂之事	延曆寺僧綱許狀
天保十四年	文政八年十月十日	文政八年十月十日	文政八年十月十日	文政八年十月六日	文政八年九月	文政八年九月廿六日	文政八年乙酉九月二十二日	文政八年己酉九月二十二日	文政八年五月
一八四三	一八二五	一八二五	一八二五	一八二五	一八二五	一八二五	一八二五	一八二五	一八二五
山門執行探題正觀院前大僧正圓如	從儀師文煥 大威儀師亨謙	執當寺家法印養仙 探題大僧正法印忍袖大和尚位	執行探題正觀院前大僧正慈映	法印(花押有り)	執行探題正觀院前大僧正慈映	大會八役者中 會行事	正觀院執行探題前大僧正 三部都法第阿闍梨行泉院法印大僧都亮榮 教授第阿闍梨行泉院法印大僧都亮榮	正觀院執行探題前大僧正 三部都法第阿闍梨行泉院法印大僧都亮榮 教授第阿闍梨行泉院法印大僧都亮榮	執行探題正觀院前大僧正慈映
看恵	恵純	恵純	恵純	恵純	恵純		恵純	玉泉院恵純	恵純
	包紙「僧綱」 表書	提示史料⑦				包紙「 表書」 「 恵純」 「 提示史料⑥	包紙「 表書」 「 恵純」 「 提示史料⑥	包紙「 表書」 「 提示史料⑤	

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
許可印證	令旨	行昌寺相統につき達	権大僧都許状	延暦寺僧綱許状	延暦寺僧綱許状	玉泉院相統につき達	延暦寺僧綱許状	延暦寺僧綱許状	延暦寺僧綱許状
万延元年 申年八月	安政四年 四月	安政三年 辰年八月	弘化第五 三月五日	弘化五年 三月朔日	弘化四年	弘化丁未 九月	弘化三年	弘化二年	弘化元年
一八六〇	一八五七	一八五六	一八四八	一八四八	一八四七	一八四七	一八四六	一八四五	一八四四
戸隠両界山顕光寺傳法大阿闍梨大僧 都法印慈谿	深信解院大僧都亮端 十住心院大僧都宣徴	別当大僧都慈谿	両界山別当前勅大僧都法印慈傳	山門執行探題正観院前大僧正圓如	山門執行探題正観院前大僧正圓如	前勅大僧都法印慈傳	山門執行探題正観院前大僧正圓如	山門執行探題正観院前大僧正圓如	山門執行探題正観院前大僧正圓如
祐然	祐然	玉泉院祐然		看恵	看恵		看恵	看恵	看恵
提示史料⑪ 然表書「許可印證」 紙書「許可印證」 祐	提示史料⑩ 包紙「令旨」 表書「行昌寺」	提示史料⑨	提示史料⑧						

39	御膳供証	明治二十四年一月吉日	一八九一	戸隠社御供所	林頼三郎	
38	大御膳供証	明治十五年一月吉日	一八八二	戸隠社御供所	杉浦源兵衛	
37	御梨子供証	明治十五年一月吉日	一八八二	戸隠社御供所	杉浦善助	
36	大御膳供証	明治十五年一月吉日	一八八二	戸隠社御供所	三吉園善之助	
35	式頂戴證狀	文久二年戊戌年六月十日	一八六二	傳燈大阿闍梨大僧都法印慈谿	祐然	包紙「式頂戴證狀」 表書「玉泉院祐然」 玉泉院祐然
34	大阿闍梨職許狀	文久二年戊戌年六月十日	一八六二	三部灌頂大阿闍梨大僧都法印慈谿	祐然	包紙「大阿闍梨職許狀」 表書「玉泉院祐然」 提示史料⑫

①然玉泉院無主令福善院隱居^{惠中}

再住訖者無社役勤行怠慢可為
寺院相統專要者也

安永十年辛丑二月廿五日

別當法印大僧都普達

(朱印)

(朱印)

②補任

比叡山僧綱職之事

(朱印)

大德惠達

宜叙法橋上人位

右以勅宣之旨令補與之處也

(朱印)

宜被承知者執啓如件

寬政四年九月十九日

山門西塔執行探題正觀院前大僧正法印堯端

(朱印)

(朱印) (朱印)

③僧綱

傳燈大師位惠達廟年天台宗專寺

右依 宣旨請定去弘治三年延曆寺

十一月會暨義者如件

寬政四年十月七日 從儀師慶浚

(朱印)

(朱印)

大威儀師歲珉

僧正 僧正 僧正 僧正

僧正 僧正 僧正 僧正 僧正
 僧正 權僧正 權僧正 權僧正 權僧正
 權僧正 權僧正 權僧正 權僧正 權僧正
 法印權大僧都 法印權大僧都
 權僧正 權僧正 權僧正 權僧正 權僧正

④三緒五條袈裟之事

信州戸隱山衆徒

玉泉院

法印權大僧都惠達

右人宜終身着用者

青蓮院一品親王御氣色

取候也仍執達如件

寛政四年十月十一日法印(花押)

奉

⑤

比叡山延曆寺三部灌頂之事

爰玉泉院惠純者

今已入于當室三部灌頂之壇場畢自

今已後宜應遵列祖傳信之制式而更傳

授瑜祇秘密之玄極遂究大阿闍梨位者也

文政八年乙酉九月二十二日

正觀院執行探題前大僧正

三部都法大阿闍梨法印大和尚位慈映

教授大阿闍梨行泉院法印大僧都亮榮

(朱印) [] (朱印) [] (朱印) [] (朱印) []

⑥遂業奉納之事

白銀五枚也

右取令収納如件

大會八役者中

會行事

文政八年九月廿六日

信濃戸隱山

玉泉院

⑦ 大供法華會所

傳燈大法師位惠純

右請定永祿九年分

霜月會豎義者如件

文政八年十月日

執當寺家法印養仙

(朱印)

探題大僧正法印忍袖大和尚位

(朱印)

(朱印)

⑧ 抑當山者 仁明天皇嘉祥三年学門行者所

草創而舍那無化之靈場也往古難苦行

入峰之徒最多及永祿之乱其法断絶

慶長中興之節法印俊海(力)唱導之

其徒漸興汲其流者至今不絶爰當

神領牧之入村寶積院看慧修験功成願

授官位依以山門永補任任權大僧都法印

訖者後來練行無怠慢可抽可抽

天下安全之旨丹誠之状如件

弘化第五三月 日

禪界山別當

前勅大僧都法印慈傳

(朱印)

(朱印)

⑨當国枋原村行昌寺

今般玉泉院祐然依

經歷順次令兼住畢

者彌天下泰平興隆

佛法之精修可為專要

者也

安政三丙辰年八月

別當大僧都慈谿

(朱印)

(朱印)

⑩信濃州戸隱山衆徒枋原村行昌寺

兼住玉泉院祐然木蘭色衣着用之事

今般依勸修院懇願於其處應着

之旨被 聽許訖者

天下安全之惴祈令法久住之精修

弥不可有怠緩之旨奉

輪王寺一品大王嚴命執達如件

深信解院大僧都亮端

安政四年四月

十住心院大僧都宣徽

①許可印證

夫真言(朱印)上乘法門者金剛薩埵直授之

勝軌龍樹(朱印)菩薩面受口決之妙趣也于茲

信州戸隠山玉泉院祐然者久學台宗所承

之要旨諾大勇金剛之正流勤修旦夕無倦

方今就當室歎稟承(朱印)法曼一流印文次第

祈自他勝益之事依之乞許當流之口決

授與(朱印)相承之密印畢仍許可狀若斯

萬延(朱印)元庚申年八月

戸隠(朱印)兩界山顯光寺

傳法大阿闍梨大僧都法印慈谿

(朱印)

(朱印)

(朱印)

⑫

戸隠(朱印)兩界山顯光寺 法曼院流

大阿闍梨(朱印)職位之事

右傳法灌頂者薩埵成道之儀式如來利生之

秘妙也故文云父母所生身即生大覺位良有所
以也然自大毘盧遮那如来列祖授受慈覺

(朱印)

大師傳來本朝師資通傳受至慈谿以心傳心

爰信州水内郡戸隱山玉泉院祐然至尋三部八葉

之奥藏汲五智四曼之源流方今大開灌頂壇

廣遂傳法業故所相承口訣面授無遺瀉瓶仍

例附與大阿闍梨職位之狀如件

文久二壬戌年六月十一日

(朱印)

三部灌頂大阿闍梨大僧都法印慈谿示

(朱印)

(朱印)

冒頭に挙げた一覧の内、最初に挙げられている僧綱許状については前半部分を欠いているため、完全な文書としての最古のものは、①としてあげた「玉泉院相続につき達」である。この文書は前述の雪舟事件の後、中院の坊が宝光院を兼任した際の文書である。文中の福善院は中院の福善院であり、この騒動の際に玉泉院を預かっていたことは先行研究の指摘の通りである。これを見ると、福善院の隠居であった恵中に玉泉院を継がせることを別当勸修院であった普達の命令で行っている。玉泉院を相続するようという達しはこの他に二通あり、文政四年（一八二二）玉泉院の看坊であった本行房恵浄へのものと、弘化四年（一八四七）法教院祐然に出されたものがある。

玉泉院文書の中で、最も数の多い文書は②の「延暦寺僧綱許状」である。江戸幕府は、戸隠の修験と寺院を分け、戸隠山顕光寺を東叡山に所属させた。東叡山は天台宗であり、天台宗の総本山である延暦寺から許状が出ているということになる。この僧綱許状だが、次から次に出されており、例えば寛政四年（一七九二）九月十九日付で大徳であった恵達は法橋上人となっている。しかし、その四日後の九月二十三日には法橋上人から権律師となっている。九日後の十月一日は法眼和尚から権少僧都、その五日後には権大僧都から法印大和尚と変わっているということは、現存はしていないが、九月二十三日から十月一日の間に更に一通、十月一日から六日の間に更に一通存在していたと考えられる。たった十八日の間に、位がここまで変わっているのである。このあとの他の許状については、ほぼひと月ごと、さらにその後のものは一年ごとに昇進しており、徐々にゆっくりとしたペースになっている。また、③に挙げた延暦寺十一月会の堅義によって恵達には伝燈大師位が与えられた際の僧綱である。同様の文書は文政八年（一八二五）に恵純が任命された際の僧綱がある。

④は三緒の五條袈裟の着用が恵達には青蓮院から許可された際の文書である。これも前述の僧綱と同様に、恵純が許可された際の文書が残されている。三緒袈裟は天台宗特有のものであることから、ここでも天台宗の支配下にあったことがわかる。

⑤は延暦寺の三部灌頂を行泉院法印大僧都亮榮を教授として恵純が受けた際の文書である。

⑥の包紙には、「瑜祇秘密印信 恵純」と記されている。恵純が瑜祇灌頂を受けた際に、奉納金として白銀五枚をおさめたという文書である。

⑧は権大僧都法印の位を与えた際の許状であるが、その冒頭に戸隠の伝来について記されている。文中には玉泉院の名が見えず、「寶積院有惠」とあるが、戸隠山衆徒に「寶積院」の名は見当たらない。確定するには今後更に調査が必要ではあるが、戸隠派修験の広まりを考える上で、興味深い史料であるといえるのではないだろうか。

⑨戸隠山顕光寺は東叡山に属したのち、北信濃の天台寺院を管していたが、行昌寺はその天台寺院のうちの一つであ

る。この行昌寺について、玉泉院祐然に対し、勸修院慈谿から兼住を命じる文書である。戸隠山の院坊だけでなく、天台寺院の住職としての管理も行っていたということがわかる。

⑩包紙に「令旨 行昌寺」とある。玉泉院文書の中で、注目すべきは、安永四年（一八五七）四月に出された令旨である。行昌寺を兼住していた玉泉院祐然に対して、勸修院の願いにより「木蘭色衣」の着用を許可するという内容の令旨である。山全体のことではなく、その中の一つの坊に対しても、輪王寺の支配が及んでいたことがわかる文書である。

⑪は戸隠両界山顕光寺として、⑨にもみえる観修院慈谿が玉泉院祐然に与えた許可印證である。

⑫についても、勸修院慈谿が玉泉院祐然に大阿闍梨位を与えろという文書であるが、冒頭に「法曼院流」とあることから、戸隠においては、天台宗法曼流が伝えられていたことが見てとれる。

1 『戸隠―総合学術調査報告』信濃毎日新聞社戸隠総合学術調査実行委員会 信濃毎日新聞社 一九七一
以下、戸隠神社関連の記述については本書を参考とした。